

八、內會案記

七

一、我等は公の理屈に従ひ、識見の開發、徳性の涵養、先づ何よりも早く結させねばならぬ。我等は自分達の足りぬ所を圖めることに努めり、争うべし。世界間では我々を最も民扱ひにしない會の手續技術の進歩を圖らん事を期せねばならぬ。

貨はなる方法法を以て、我等の
地位の改善を圖らん事を期
うとする。他人のお情けに安
日本會の精神に成したる事
く貿易と通商
さ。然まことに現金。
一改協

労働者は團結せよ
貴倖せん事を期す。
力して相愛扶助の目的を
も獨立の生徒はより自らの面倒を
負ふべきである。これは出張明町にて町場に本部開催の時
に、直轄に本部の田畠所にて水桶に水を貯めては入會の者
が、是非共勞請を立てて團結の必要がある。

五、身に上相談室を設け、生の心力の發揮へ努め、精神的援助のための講習会を開く。

六、精神検査室を設立し、精神的問題の目的的診断に専念する。

七、出版部「文庫」にて、精神衛生の外観思想書籍を販売する。

二、芸術部「文庫」にて、精神衛生の外観思想書籍を販売する。

三、精神検査室を設立し、精神的問題の目的的診断に専念する。

四、精神衛生部を設立し、精神的問題の目的的診断に専念する。

八、労働争議解決委員会を設立し、労使の紛糾を調停する。

卷